

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則

〔平成20年3月17日〕
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(小牧市廃棄物減量等推進審議会の委員)

第3条 条例第6条第2項の小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例(平成12年小牧市条例第39号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(事業用大規模建築物)

第7条 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

(多量の範囲)

第8条 法第6条の2第5項の規定に基づき減量に関する計画の作成その他必要な事項(次項に掲げるものを除く。)を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時1日平均100キログラムを超えるものとする。

2 法第6条の2第5項の規定に基づき運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時1日平均10キログラムを超え、又は一時に100キログラムを超えるものとする。

(減量化等計画書)

第9条 事業用大規模建築物の所有者等は、条例第12条第1項の規定により、毎年3月31日以前の1年間における事業系一般廃棄物の処理に関する実績に基づき、4月1日以後の1年間の廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を減量化等計画書(様式第1)により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書（様式第2）により行うものとする。

（廃棄物管理責任者）

第10条 条例第13条第1項に規定する廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日から起算して14日以内に、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3）により行うものとする。

（勧告）

第11条 条例第15条第2項の規定による勧告は書面により行うものとする。

2 前項の書面は、勧告書（様式第4）とする。

（粗大ごみ）

第12条 粗大ごみ（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。）は、別表に掲げる物であって縦、横又は高さのいずれか一辺が60センチメートル以上のものとする。

（指定袋）

第13条 条例第22条第2項の指定袋は、市が収集する燃やすごみ、破碎ごみ及び資源の排出に使用する袋をいい、その基準は、次に掲げるものとする。

(1) 透明又は内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。

(2) 耐水性があり、丈夫なものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定袋の基準等については、市長が別に定める。

（ごみ集積場の設置申請等）

第14条 条例第23条第1項に規定する申請をしようとする者は、ごみ集積場設置等申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があり当該申請が適当であると認めた場合は、ごみ集積場指定等通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

（共同住宅における廃棄物の保管場所の設置）

第15条 条例第24条の共同住宅は、戸数が**6戸以上のもの**（**地理的条**

件、地域の特性等を勘案し、市長が特に認めたものを除く。)とする。

2 条例第24条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保管場所は、家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

(2) 保管場所は、家庭系廃棄物を十分に収納できる規模であること。

(排出禁止物)

第16条 条例第27条第1項第7号に規定する排出禁止物は、次に掲げるものとする。

(1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器

(2) 性状が著しく堅ろうで市の処理施設の機能に支障が生ずる物

(3) その他前2号に掲げる物に類するもの

(縦覧の期間等)

第17条 条例第30条第2項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続)

第18条 条例第29条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書に所定事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第19条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第20条 条例第32条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
（手数料の徴収方法）

第21条 条例第35条に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

- (1) 動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度徴収する。
- (2) 粗大ごみに係る手数料については、収集までに徴収する。この場合において、当該手数料を納付した者には、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券（様式第7）を交付する。
（納付券のちょう付）

第22条 粗大ごみを排出するときは、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券をちょう付しなければならない。

（手数料の減免申請）

第23条 条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免を必要と認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免承認書（様式第9）を交付するものとする。

3 天災により減免する場合は、前2項の規定によらないことができる。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第24条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項又は第6項の規定による許可 一般廃棄物処理業許可申請書（様式第10）
- (2) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可 浄化槽清掃業許可申請書（様式第11）

2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 申請者（申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。次号において同じ。）が法第7条第5項第4号（トを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 申請者の略歴を記載した書類
- (5) 事業場の配置図及び付近見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項第2号の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第1号から第4号までに規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）の略歴を記載した書類
- (2) 営業所の配置図及び付近見取図
- (3) 環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（許可証の交付）

第25条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

- (1) 法第7条第1項又は第6項の規定による許可 一般廃棄物処理業許可証（様式第12）
- (2) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可 浄化槽清掃業許可証（様式第13）

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（変更の許可申請）

第26条 法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第14）に前条第1項に規定する許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更許可証の交付）

第27条 市長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可

証（様式第15）を交付するものとする。

（許可証の再交付）

第28条 第25条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該交付を受けた許可証（以下「許可証」という。）を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（様式第16）に当該許可証を添付して（亡失した場合を除く。）、市長に申請するものとする。

2 許可証の再交付を受けた者は、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

（許可証の返納）

第29条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

2 許可業者が死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

3 許可業者が業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

（届出）

第30条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）変更届出書（様式第17）によるものとする。

2 法第7条の2第3項又は浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）廃業等届出書（様式第18）によるものとする。

（許可の取消し等）

第31条 法第7条の4の規定により許可を取り消し、若しくは法第7条の3の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は浄化槽法第41条第3項の規定において準用する同法第35条第4項の規定による通知は、許可取消書（様式第19）又は業務停止命令書（様式第20）により行うものとする。

(業務報告書)

第 3 2 条 許可業者は、次表により業務報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	業務報告書の名称	期限
一般廃棄物処理業者	四半期ごとの実績	一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第 2 1)	翌月 10 日
浄化槽清掃業者	隔月ごとの実績	浄化槽清掃報告書(様式第 2 2)	翌月 10 日

(身分証明書)

第 3 3 条 条例第 3 8 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 2 3)とする。

(委任)

第 3 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和 4 7 年小牧市規則第 2 2 号)

(2) 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則(平成 1 0 年小牧市規則第 3 5 号)
(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 2 1 年規則第 3 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 6 年規則第 2 4 号)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成27年規則第37号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、様式第7の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成27年規則第27号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第15条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）第24条の協議を開始した共同住宅について適用し、同日前に同条の協議を開始した共同住宅については、なお従前の例による。